

平成 24 年 10 月 25 日
北海道管区行政評価局
(局長：杉山 茂)

「道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視」の調査結果に基づく改善措置状況

総務省北海道管区行政評価局が、北海道内の観光圏等を中心として、観光圏域内及び観光圏相互を結ぶ国道を対象に、平成 24 年 4 月から同年 7 月にかけて実施した「道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視」の調査結果に基づき、国土交通省北海道開発局と東日本高速道路株式会社北海道支社が講じた改善措置状況は、以下のとおりです。

【関係機関における改善措置の概要】

- 国土交通省北海道開発局では、道路標識の設置及び維持管理に当たっては、関係法令等に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、道路巡回において定期的に点検するよう、開発建設部に対して周知徹底した。また、道路標識の適切な設置及び維持管理に向け、各道路管理者が連携して道路標識の整合を図るべく、道路標識の一斉点検の実施や表示内容等の改善措置の調整を含め、北海道ブロック道路標識適正化委員会における取組を推進することとした。
なお、案内表示が適切に行われていない等の指摘事例 91 か所のうち 32 か所（平成 24 年 9 月末現在）の道路標識については、既に改善措置が講じられた。
- 東日本高速道路株式会社北海道支社では、道路標識の一斉点検及び指摘のあった道路標識の表示内容等について、北海道ブロック道路標識適正化委員会において各道路管理者と連携を図るとともに、更新時期や予算状況等も勘案した上で必要な改善措置を講じることとしている。

資料 1：道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視の調査結果に基づく通知に対する改善措置状況

資料 2：国土交通省北海道開発局の回答

資料 3：東日本高速道路株式会社北海道支社の回答

道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視の調査結果に基づく通知に対する改善措置状況

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年4月～24年7月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：国土交通省北海道開発局
関連調査等対象機関：東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道、札幌市、市町村、関係団体及び事業者等

【通知日及び通知先】 平成24年7月31日 国土交通省北海道開発局に対して所見表示
東日本高速道路株式会社北海道支社に対して調査結果を通知

【回答年月日】 平成24年9月7日

【調査の背景事情】

- 道路標識は、道路利用者の安全を確保するとともに、位置や経路及び方向等に関する情報を提供するなど、道路利用者が迷わずに安心して目的地に到達できるための重要な施設であり、道路が交通施設としての機能を発揮するためには、道路標識が適切に設置・管理されていることが必要
- 近年、北海道では、観光産業を北海道経済のリーディング産業として位置付け、魅力ある観光地をつくるため、観光圏の整備、観光圏を結ぶ交通ネットワークの形成及びアクセス強化等、様々な観光施策を実施
- このような中、観光客の動向をみると、団体旅行から家族・個人旅行へシフトするとともに、フリープラン又はレンタカーを利用した旅行者の割合が増加するなど、旅行形態及び移動手段の変化に伴って、外国人を含めた訪問先の地理に不案内な観光客等も増加
- この行政評価・監視は、上記の状況を踏まえ、北海道が魅力ある観光地をつくるため、様々な施策を実施している中で、地理に不案内な観光客等の道路利用者が、より安全に、迷わず安心して目的地に到達できるための基盤整備を推進するとの観点から、観光圏（注）等を中心として、観光圏域内及び観光圏相互を結ぶ国道を対象に、平成24年4月から同年7月にかけて、国土交通省北海道開発局及び東日本高速道路株式会社北海道支社における道路標識の設置及び維持管理の実施状況を調査

(注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第105号）に基づき、観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けている地域

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置状況
<p>1 北海道開発局に対する調査結果と所見表示事項 (所見表示事項)</p> <p>北海道開発局は、道路利用者のより安全で円滑な交通を確保するため、道路標識の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行うとともに、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 開発建設部等に対し、</p> <p>i) 道路標識を設置する際には、標識令及び設置基準に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底すること。</p> <p>また、道路標識の連続性及び整合性を確保するため、例えば、道路標識調書に、関連する道路標識（他の道路管理者が設置するものを含む。）の案内情報を付加しておくなど、当該調書の内容の充実を図ること。</p> <p>ii) 道路標識の設置場所及び表示内容について、その後の道路環境の変化等に伴い変更する必要はないか、道路巡回において定期的に点検するよう徹底すること。</p> <p>② 各道路管理者が設置する道路標識の整合性等を確保するため、北海道ブロック道路標識適正化委員会を活用するなど、道路標識の適正化に向けた道路管理者間の連携した取組を推進すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <p>○ 「北海道開発局道路管理事務規程」（平成5年2月16日付け北開局建第221号）において、北海道開発局長の権限に属する道路に関する事務の一部を同局の出先機関である開発建設部の部長の専決事務としている。</p> <p>○ 道路標識は、開発建設部が「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）及び「道路標識設置基準」（昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号・道企発第50号。以下「設置基準」という。）のほか、同局が策定した「北海道開発局道路設計要領」（平成24年4月改訂）及び「北海道開発局管内道路案内標識表示地名選定要領（案）」（平成4年12月北海道開発局）に基づき、設置及び整備</p> <p>○ 道路標識の維持管理については、設置基準で示されている道路標識</p>	<p><改善措置状況></p> <p>今回の指摘を踏まえ、道路標識の表示内容等について、北海道ブロック道路標識適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）において各道路管理者と連携して道路標識の整合を図るべく、適正化委員会の取組を推進することとした。道路標識の一斉点検については、今年度内に開催する適正化委員会における議論を経た上で実施することとし、その結果に基づく必要な改善措置を実施する予定である。</p> <p>なお、指摘事例91か所のうち、32か所（平成24年9月末現在）については改善措置済みであり、その他の箇所についても、予算状況等を勘案しつつ、改善措置を講ずる予定である。</p> <p>① 各開発建設部に対して平成24年8月10日付け事務連絡「道路標識の設置及び維持管理について（依頼）」（以下「事務連絡」という。）を发出するとともに、同年9月5日に開催した「全道道路計画課長会議」（以下「課長会議」という。）において、道路標識を設置する際には、標識令及び設置基準に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう周知徹底した。</p> <p>道路標識調書については、道路標識の連続性及び整合性を確保するため、交差する道路名を記載する等、当該調書の内容の充実を図ることとした。</p> <p>道路巡回については、事務連絡を发出するとともに、課長会議において、道路標識の設置場所及び表示内容が関連法令等に基づいた適切なものとなるよう定期的に点検するよう周知徹底した。</p> <p>② 道路標識の適切な設置及び維持管理に向け、各道路管理者が連携して道路標識の整合等を図るべく、適正化委員会の取組を推進する。</p> <p>また、今年度以降に開催する適正化委員会において、道路標識の一斉点検の実施や表示内容等の改善措置の調整も含めて協議することとしている。</p>

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置状況
<p>調書を調製の上、「北海道開発局道路巡回実施要領」（平成4年3月18日付け北開局建第293号）及び「道路維持修繕要綱」（昭和53年7月北海道開発局策定）に基づき、道路事務所長又は復旧事務所長が巡回点検及び修繕等を実施</p> <p>○ 「北海道ブロック道路標識適正化委員会」は、北海道において、初めて訪れる観光客や外国人など、すべてのユーザーにとってわかりやすい道路標識の体系的な整備を行い、各道路管理者が連携して一層の利便性の向上を図ることを目的として、北海道開発局、北海道、札幌市及び東日本高速道路株式会社北海道支社で組織</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>次のとおり、21路線（延べ35路線91か所）で道路利用者の安全かつ円滑な交通に支障が生じかねない事例あり。</p> <p>① 案内標識の表示地名等にローマ字併用表示を行っていない、又は路線番号等を誤って表示しているなど、案内表示が適切に行われていないもの（10路線23か所）</p> <p>② 案内標識の表示地名又は表記方法について、案内の連続性が図られていない、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの（15路線44か所）</p> <p>③ 標示板の塗装の剥離、又は交通規制標識等の陰になり案内標識の視認性が確保されていないなど、標識の維持管理が適切に行われていないもの（10路線24か所）</p>	

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置状況
<p>2 東日本高速道路株式会社北海道支社に対する調査結果と通知事項 (通知事項)</p> <p>東日本高速道路株式会社北海道支社は、道路利用者のより安全で円滑な交通を確保するため、道路標識の表示内容等の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行うとともに、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 道路標識を設置する際には、設計要領に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底すること。</p> <p>② 道路標識の表示内容や表記方法について、定期的に確認するなど、点検方法の充実を図ること。</p> <p>③ 方面案内に係る補助標識のローマ字併用表示の要否について、外国人観光客等を含む道路利用者の利便性をも考慮しつつ、その取扱方針を明確にし、必要な措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 東日本高速道路株式会社北海道支社では、標識令及び設置基準のほか、同社が策定した「設計要領交通管理施設編（標識設置要領）」（平成22年7月）に基づき、高速自動車国道及び自動車専用道路の道路標識を設置</p> <p>○ また、東日本高速道路株式会社北海道支社では、同社が策定した「保全点検要領（構造物編）」（平成24年6月）に基づき、道路構造物を対象として本線内からの車上目視による日常点検等を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>次のとおり、北海道縦貫自動車道及び北海道横断自動車道の18か所で道路利用者の安全かつ円滑な交通に支障が生じかねない事例あり。</p> <p>① 案内標識について、表示すべき距離を誤っている、又は設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていないなど、案内表示が適切に行われていないもの（7か所）</p> <p>② 案内標識の意味を補足する補助標識について、方面案内の地名等に係るローマ字併用表示の取扱いが区々となっているもの、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの（11か所）</p>	<p><改善措置状況></p> <p>道路標識の一斉点検及び指摘のあった道路標識の表示内容等については、今回の指摘を踏まえ、適正化委員会において各道路管理者と連携を図るとともに、更新時期や予算状況等も勘案した上で必要に応じて改善措置を実施していく。</p> <p>なお、指摘事例18か所のうち、千歳空港の表示については、現在事業中の（仮）新千歳空港インターチェンジの開通に合わせ改良する。</p> <p>① 道路標識を設置する際には、設置時点の設計要領等に基づき設置してきたところであるが、今回の調査結果を踏まえ、i) 現行の設計要領等に対し、既設道路標識の案内表示が適切であるか、ii) 周辺道路環境の変化に対して、関連する道路標識との連続性や整合性がとれているか等の点検とその結果に基づく必要な改善を実施していく。</p> <p>なお、「設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていない」とされた案内標識は、設置の際にローマ字併用表示の基準が明確でなかったものや、地名としての取扱いが不明であったものであり、距離表示とあわせ今後行う点検結果を踏まえ、設計要領等に基づいた適切な案内表示となるよう更新時期や予算状況等を勘案した上で順次改良していく。</p> <p>② 周辺道路環境の変化等に応じた道路標識の表示内容等の点検手法については、各道路管理者とも調整の上、検討し充実を図る。</p> <p>③ 方面案内に係る補助的な標識におけるローマ字併用表示の要否については、利用動向を踏まえた上で、適正化委員会において議論し、基本的な考え方を整理の上必要な措置を講じていく。</p>

資料2 国土交通省北海道開発局の回答

道路標識の設置及び維持管理については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」等関係法令に基づき、交通状況や現地状況、標識ボックス等への道路利用者からの意見等を踏まえ、限られた予算の範囲で計画的に実施しているところ。

調査結果の事例については、直ちに道路利用者の安全に重大な支障を及ぼすとは考えていないが、国土交通本省の指導や今般の調査結果を踏まえ、道路標識の一斉点検実施や表示内容等について、北海道ブロック道路標識適正化委員会（以下、適正化委員会）において各道路管理者と連携を図るとともに、更新時期や予算状況等も勘案した上で必要に応じて改善措置を実施してまいりたい。

具体には、下記の実施計画を行う予定。

1. 道路標識の設置及び維持管理にあたっては、関連法令等に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、道路巡回において定期的に点検するよう徹底する。
また、道路標識の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行い、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底を図る。その際、交差する道路名を記載する等、道路標識調書の適正な運用に努める。
2. 道路標識の適切な設置及び維持管理に向け、各道路管理者が連携して道路標識の整合を図るべく、道路標識の一斉点検の実施や表示内容等の改善措置の調整も含め、引き続き、適正化委員会の取組を推進する。

資料3 東日本高速道路株式会社北海道支社の回答

高速道路における道路標識の表示内容等については、従前よりお客様の安全、安心、快適、便利な走行に寄与するよう努めてきたところ。

事例とされた道路標識の表示内容等について、ただちに道路利用者の案内上の齟齬や安全で円滑な交通に重大な支障を及ぼすものではないと考えており、また当社のお客様センターにもご指摘の事例に相当するようなご意見は寄せられていないが、この度の調査結果や国土交通省からの道路標識の設置及び維持管理についての依頼をふまえて、道路標識の一斉点検実施や表示内容等について、北海道ブロック道路標識適正化委員会（以下、標識適正化委員会）において各道路管理者と連携を図るとともに、更新時期や予算状況等も勘案したうえで必要に応じて改善措置を実施してまいりたい。

調査結果に対する改善措置等については下記のとおり。

①道路標識は、設置時点の設計要領等に基づき設置してきたところであるが、この度の調査結果を踏まえて、

- ・ 現行の設計要領等に対し、既設道路標識の案内表示が適切であるか
- ・ 周辺道路環境の変化に対して、関連する道路標識との連続性や整合性がとれているか

などの一斉点検とその結果に基づく必要な改善を実施していく。

なお、「設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていない」とされた案内標識は、設置の際にローマ字併用表示方法の基準が明確でなかったものや、地名としての取り扱いが不明であったものであり、距離表示とあわせ今後行う点検結果を踏まえ、設計要領等に基づいた適切な案内表示となるよう更新時期や予算状況等を勘案したうえで順次改良していく予定。また千歳空港の表示については、現在事業中の（仮）新千歳空港インターチェンジの開通に合わせ改良する。

②周辺道路環境の変化等に応じた道路標識の表示内容等の点検手法については、各道路管理者とも調整の上、検討し充実を図る。

③方面案内に係る補助的な標識におけるローマ字併用表示の可否については、利用動向を踏まえたうえで、標識適正化委員会においても議論し、基本的な考え方について整理のうえ必要な措置を講じてまいりたい。